

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 8 年山形県教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、工藤委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議 事

<教 育 長>

これより議事に入ります。

議第 1 号「博物館法に基づく博物館の登録について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議 1－1 をご覧ください。

博物館として登録されるためには、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました、改正博物館法の規定に基づく登録申請を行い、教育委員会の議決を得ることが必要とされております。

本県には、改正前の博物館法に基づき登録された博物館が 8 施設、改正博物館法に基づき登録された博物館が 7 施設ございます。

議案につきましては、改正博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請がございました鶴岡アートフォーラムについて博物館の登録を行うことについてお諮りするものでございます。

なお、本件は県に対する申請としては、先の定例会でご審議いただきました鶴岡市加茂水族館に続き、6 件目の申請ということになります。

次の議 1－2 をご覧ください。鶴岡アートフォーラムの概要ですが、同美術館は平成 17 年 8 月に鶴岡市馬場町に鶴岡市が設置者として開館しました。市民の自由な表現の場を提供すること、市民に広く芸術文化に触れる機会を提供することを目的とし、市民と共に築く芸術文化の新たな拠点施設として、市民作品の展示のほか、鶴岡市が所蔵する郷土作家の作品の特別展や調査研究を行っております。

この度、設置者からの登録申請を受け、山形県博物館登録等審査会において、改正博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類により、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員、その他の職員の配置、施設及び設備等の

状況について審査を行いました。その結果、鶴岡アートフォームについては、改正博物館法第 13 条第 1 項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、審査委員会では博物館の登録を行うことが適当とされました。

なお、改正博物館法第 13 条第 3 項に規定する学識経験者の意見については、山形県立博物館の小山館長より適当というご意見をいただいております。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第 2 号「令和 9 年度山形県立高等学校の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

＜高校教育課長＞ 議 2－1 をご覧ください。

本件は、令和 9 年度の山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の入学者の募集を行う必要があるため、提案するものであります。募集いたしますのは、クリエイティブエンジニア科で入学定員 10 名となります。

議 2－2、2－3 をご覧ください。

この入学志願要項には、第 1 の推薦入学者選抜、第 2 の一般入学者選抜のそれぞれについての志願資格、募集区域、対象学科、募集期間、選抜及び合格者の発表等について記載しております。

議 2－4 をご覧ください。

クリエイティブエンジニア科の入学定員は 10 名としており、デザインエンジニアコースと ICT エンジニアコースの 2 つのコースを設定しております。本専攻科は地元からの強い要望もあり、平成 15 年度に設置しました。これまでの修了生は 100 名を超え、実践的な専門技術を身につけ、地元企業等に就職し、活躍しております。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜小 関 委 員＞ 専攻科への教員の配置状況はどうですか。

＜高校教育課長＞ 専攻科専任が 2 名、兼務が 3 名、そのほか、必要に応じて外部に依頼しております。

＜小 関 委 員＞ 教員をもう少し増やすと、大学への編入が可能になるという話を聞いていますが、実現は難しいのでしょうか。

＜高校教育課長＞	令和４年度に一度検討され、現在は調整中となっております。スーパーサイエンスハイスクールとも関連しており、学校側と研究を続けていきたいと考えています。
＜教 育 長＞	ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
＜各 委 員＞	異議なし。
＜教 育 長＞	御異議なしと認め、議第２号は原案のとおり可決いたします。
＜教 育 長＞	次の議第３号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
＜各 委 員＞	異議なし。
＜教 育 長＞	御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
⑤閉 会	《 議第３号は秘密会にて審議 》
＜教 育 長＞	以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。